

令和5年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案集

〔追加提出③〕

令和5年12月12日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 92 号 調停案の受諾について …………… 1～2
2. 議案第 93 号 令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 9 号)
…………… 3～11

議案第92号

調停案の受諾について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第251条の2第3項の規定により茨城県自治紛争処理委員から勧告のあった調停案の受諾について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 調停の申請日

令和5年9月27日

2 調停案の提示及び受諾の勧告があった日

令和5年12月6日

3 紛争の当事者

- (1) 申請者 かすみがうら市
- (2) 相手方 霞台厚生施設組合

4 調停案の要旨

- (1) 申請者は、組合に対し、正副管理者会議で承認された旧施設解体費用を負担すること。
- (2) 組合は、申請者による旧施設解体費用の支払が遅延したことによ

り、組合に生じた損害（督促手数料、延滞金等）について、申請者に対する請求を放棄すること。

- (3) 組合は、今後、組合の共同処理事務遂行に当たり、霞台厚生施設組合規約（以下「規約」という。）、協定等の規定の関係、文言の意義等を明確にした上で丁寧な協議を行い、その協議結果によっては規約の改正や協定の締結等を適切に行い、4市町間での誤解等を生じない明確かつ適切な意思決定につながる業務の運営に努めること。

なお、本件紛争は、当事者間のコミュニケーション不足が一因で生じたものとも言えるため、組合は、十分な相互理解に基づく円滑な業務運営を推進し、もって4市町住民へのよりよいサービス提供が図られるよう努められたい。

議案第93号

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,583,164千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月12日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		494,705	18,358	513,063
	1 繰越金	494,705	18,358	513,063
22 市債		1,644,900	22,300	1,667,200
	1 市債	1,644,900	22,300	1,667,200
歳入合計		19,542,506	40,658	19,583,164

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		1,362,378	40,658	1,403,036
	1 保 健 衛 生 費	1,362,378	40,658	1,403,036
歳 出 合 計		19,542,506	40,658	19,583,164

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
霞台厚生施設組合周辺整備等 事業債	8, 6 0 0	普通貸借又 は証券発行	3. 0 %以 内 (ただし、 利率見直し方 式で借り入れ る政府資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 債権者と協 定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 又は繰上償 還もしくは 低利に借り 換えすること ができる。	3 0, 9 0 0	普通貸借又 は証券発行	3. 0 %以 内 (ただし、 利率見直し方 式で借り入れ る政府資金及 び地方公共団 体金融機構資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 債権者と協 定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 又は繰上償 還もしくは 低利に借り 換えすること ができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,692,708	0	5,692,708
2 地 方 譲 与 税	230,384	0	230,384
3 利 子 割 交 付 金	2,493	0	2,493
4 配 当 割 交 付 金	34,064	0	34,064
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,414	0	22,414
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0	77,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	988,876	0	988,876
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	32,860	0	32,860
11 地 方 交 付 税	4,000,000	0	4,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,882	0	5,882
13 分 担 金 及 び 負 担 金	59,041	0	59,041
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,900	0	48,900
15 国 庫 支 出 金	3,234,408	0	3,234,408
16 県 支 出 金	1,364,553	0	1,364,553
17 財 産 収 入	18,175	0	18,175
18 寄 附 金	122,001	0	122,001
19 繰 入 金	955,531	0	955,531
20 繰 越 金	494,705	18,358	513,063
21 諸 収 入	370,611	0	370,611

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,644,900	22,300	1,667,200
歳 入 合 計	19,542,506	40,658	19,583,164

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	141,868	0	141,868				
2 総 務 費	2,134,223	0	2,134,223				
3 民 生 費	6,850,225	0	6,850,225				
4 衛 生 費	1,362,378	40,658	1,403,036		22,300		18,358
5 労 働 費	42,677	0	42,677				
6 農 林 水 産 業 費	784,670	0	784,670				
7 商 工 費	492,334	0	492,334				
8 土 木 費	1,881,463	0	1,881,463				
9 消 防 費	932,177	0	932,177				
10 教 育 費	2,811,379	0	2,811,379				
11 災 害 復 旧 費	57,220	0	57,220				
12 公 債 費	2,001,892	0	2,001,892				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	19,542,506	40,658	19,583,164		22,300		18,358

2 歳 入

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	494,705	18,358	513,063	1 繰 越 金	18,358	前年度繰越金
計	494,705	18,358	513,063			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

2 衛 生 債	12,800	22,300	35,100	1 霞台厚生施設 整備事業債	22,300	霞台厚生施設組合周辺整備等事業債
計	1,644,900	22,300	1,667,200			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
7 環境保全 対 策 費	375,099	40,658	415,757		22,300		18,358	18 負担金 、補助 及 び 交付金	40,658	03 廃棄物対策事業 0302 一般廃棄物処理に要する経費 18 霞台厚生施設組合負担金	40,658 40,658 40,658
計	1,362,378	40,658	1,403,036		22,300		18,358				